

在宅における薬剤師 との連携の実際

2022.4.19.

(一社) 全国訪問看護事業協会 副会長

高砂裕子

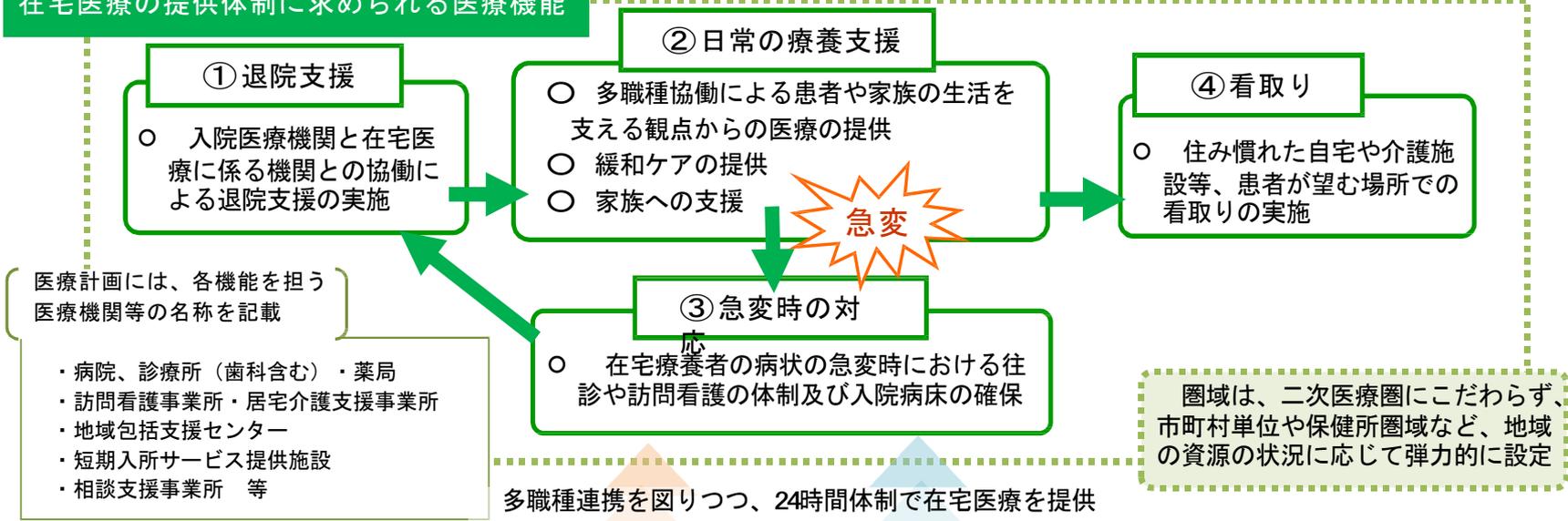
在宅医療の体制について

○在宅医療の体制構築に当たっては、「①退院支援」「②日常の療養支援」「③急変時の対応」「④看取り」といった場面に応じた4つの医療機能を確保していくことが必要である。

○また、在宅療養支援診療所・病院等の積極的な役割を担う医療機関や、医師会・市町村等の在宅医療に必要な連携を担う拠点等の働きにより、多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供できる体制の確保が重要となる。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等



在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割

- ・地域の関係者による協議の場の開催
- ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の連携体制の構築 等
- ・関係機関の連携体制の構築 等
 - ・医師会等関係団体
 - ・保健所
 - ・市町村 等



在宅医療の体制構築に係る指針（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（平成29年3月31日医政局地域医療計画課長通知）より

退院支援

(通院から訪問診療への変更も含む)

- 訪問診療医の利用開始とともに、薬剤師の訪問も開始になり、利用者や家族が安心して在宅療養を開始することができた
- 数力所の医療機関に通院していたが、訪問診療により主治医が明確になり、主治医と薬剤師が服薬内容の整理を行い、服用する薬剤を薬剤師が届けていただけのようになった
- 今まで利用していた薬局が訪問をしていないため、訪問看護ステーションに相談があり、薬局への依頼内容を明らかにし、他の薬局を紹介いただいた

日常の療養支援

- 内服薬の残薬確認などきめ細かな管理が行われ、主治医とも連携が取れているので、服薬内容がわかりやすくなった
- 薬剤師の訪問により、医薬品だけでなく、衛生材料など必要なものが届くようになった
- 内服薬の一包化や服薬カレンダーの活用により、利用者だけでなく、支援チームのメンバーも服薬内容が解りやすくなった
- 薬局内で利用者の情報が共有されているため、安心して相談ができる

急変時の対応

- 訪問診療医の往診後、タイムリーに薬剤師が薬剤を持参してくれた
- 利用者や家族に、臨時薬と定期薬を解りやすく説明いただき、利用者や家族が安心して臨時薬を使用することができた
- お薬手帳が整理されていたので、救急搬送時に利用者や家族が持参できた

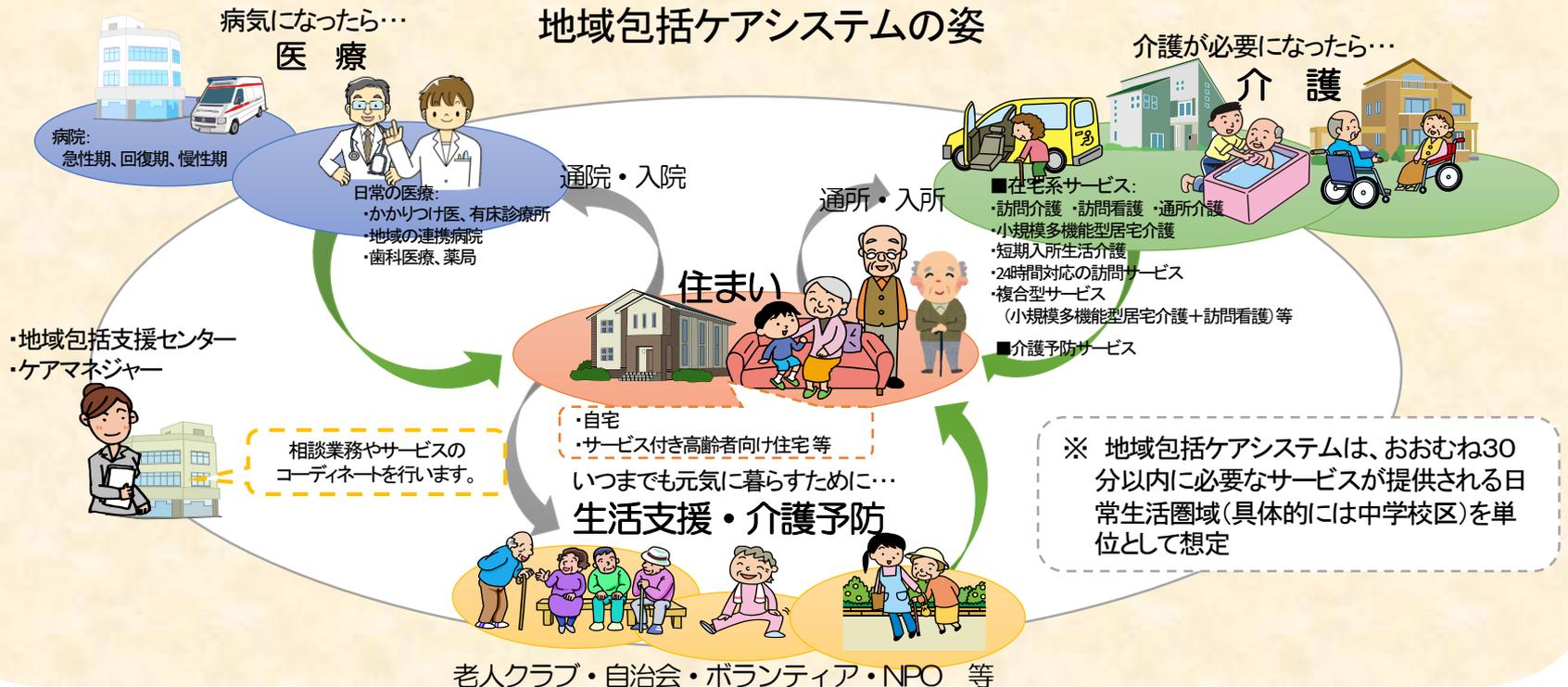
看取り

- 利用者がお亡くなりになった後に薬剤を引き取りに行って下さり、家族からお礼の連絡があった
- 地域の多職種連携の会議や研修で声をかけてくださり、顔の見える関係が構築できた

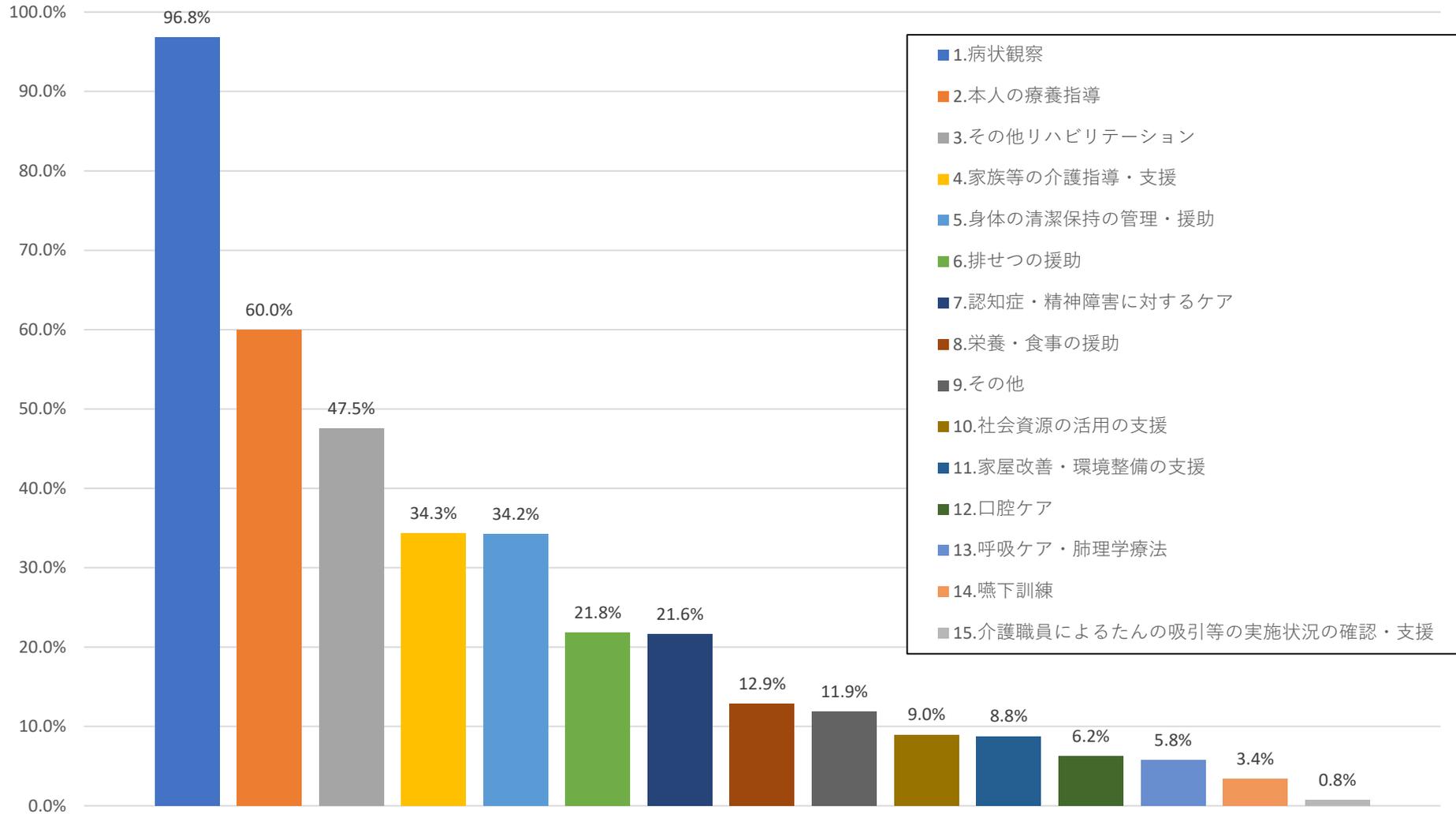
地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿

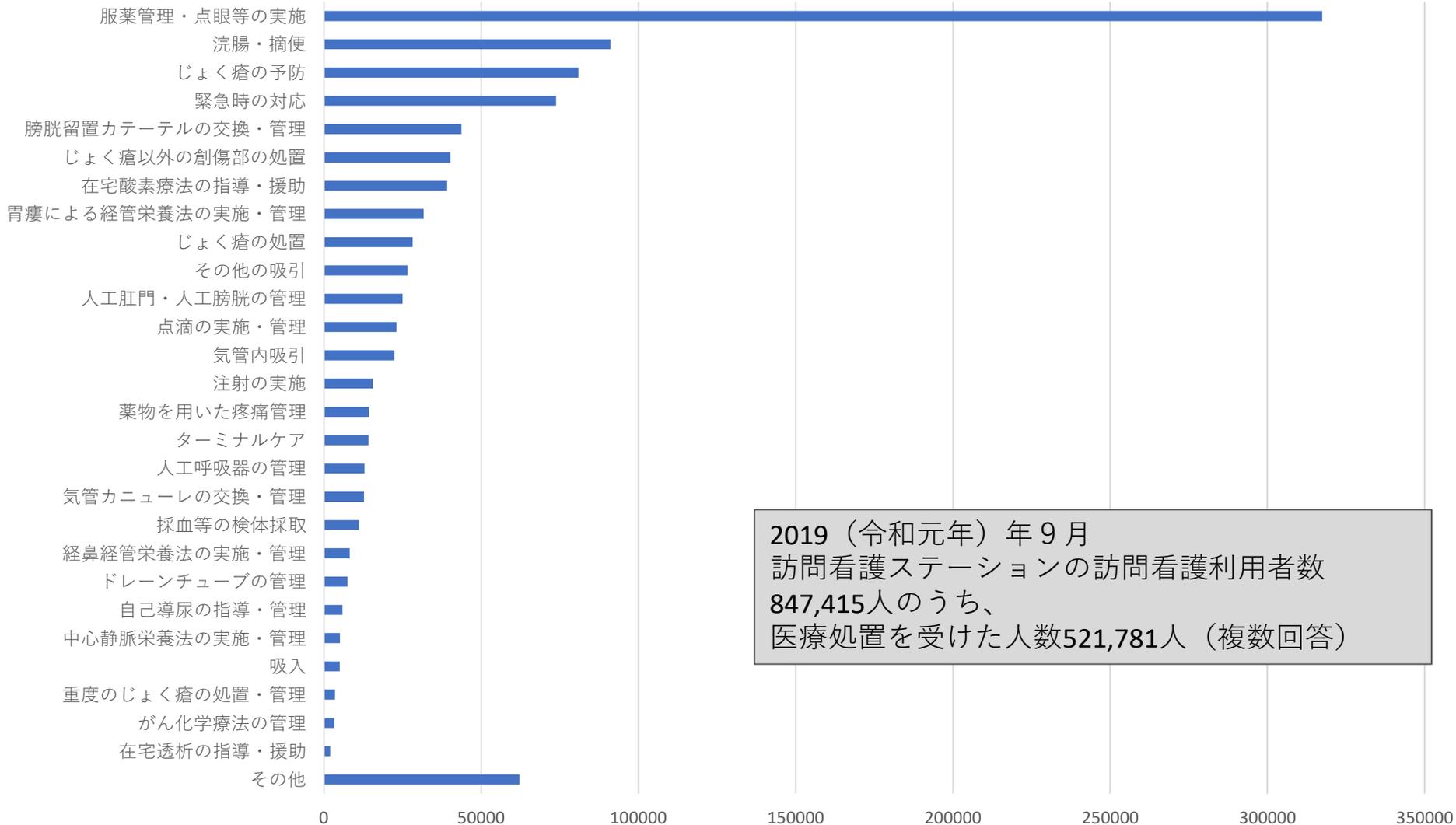


訪問看護の内容（複数回答）



9月中に訪問看護の提供あった利用者847,415人の看護内容。（医療処置にかかる看護は全体の61.6%）

医療処置にかかる看護内容（複数回答）



2019（令和元年）年9月
訪問看護ステーションの訪問看護利用者数
847,415人のうち、
医療処置を受けた人数521,781人（複数回答）

薬剤師への期待

- 利用者や家族にとっていつもの薬局で継続的に支援をしてもらいたいと思っている
 - 在宅への訪問は行っていないと言われ、薬局の変更
- 退院時指導を薬剤師も実施することが増加している
 - 退院時指導内容の継続
- 薬剤師から訪問看護師やケアマネジャーへの相談や報告がタイムリーにされ情報共有ができる
 - 退院時共同指導や担当者会議への参加

在宅医療における薬剤師の主な役割

平成30年3月27日規制改革推進会議公開ディスカッション（公社）日本薬剤師会提出資料（抜粋）

- 患家への医薬品・衛生材料の供給
- 患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）
- 薬剤服用歴管理（薬の飲み合わせ等の確認）
- 服薬指導・支援
- 服薬状況と副作用等のモニタリング
- 残薬の管理
- 医療用麻薬（廃棄含む）
- 在宅担当医への処方提案等
- ケアマネジャー等の医療福祉関係者との連携・情報提供

在宅患者への最適かつ効果的で安全・安心な薬物療法の提供